

鉄道の安全管理体制

国土交通省

- ・参入許可、工事施行の認可
- ・施設、車両の構造、機能及び運転取扱いの基準化
- ・動力車操縦者(運転士)の試験、免許の交付
- ・定期的な保安監査
- ・事故時の立入調査、原因究明及び保安情報の提供

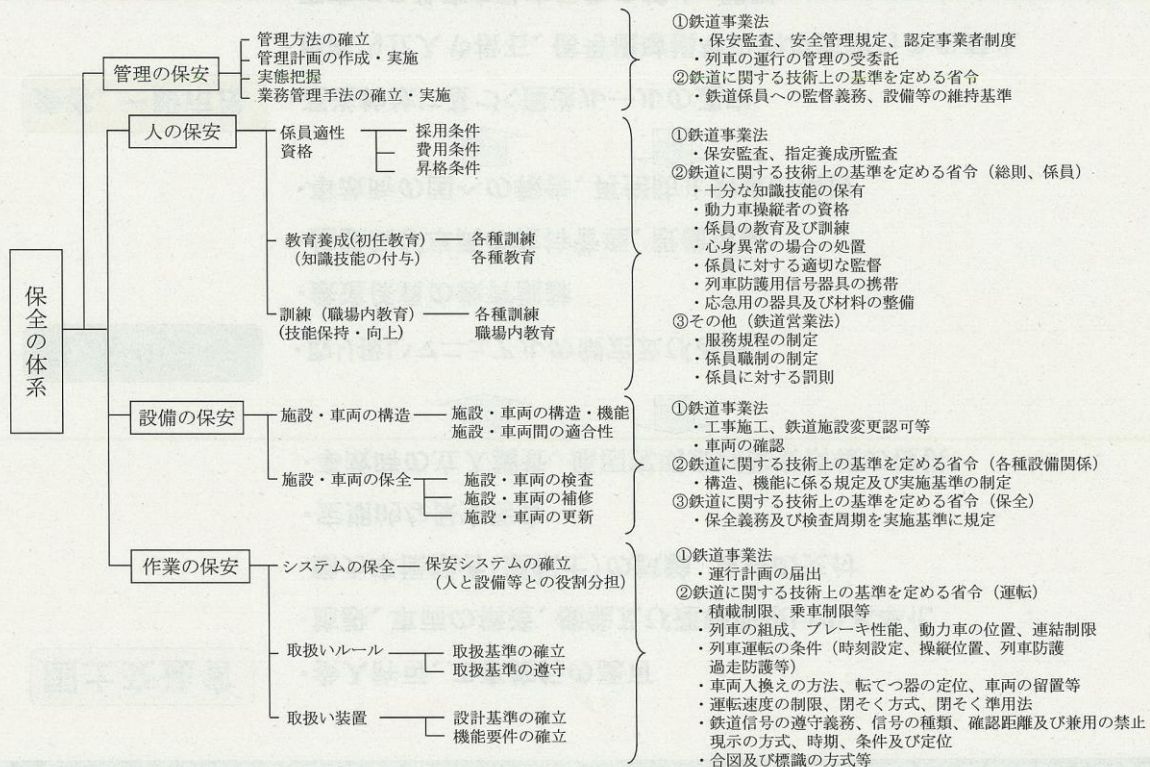
鉄道事業者

- ・取り扱いマニュアルの制定及び遵守
- ・鉄道係員の教育訓練
- ・施設及び車両の維持管理、設備更新
- ・事故時の国への報告、再発防止対策の措置

乗客、一般市民

- ・運送約款に基づく運送ルールの遵守
- ・線路内立入や投石、信号機破損等の列車妨害行為の禁止
- ・車内での秩序を乱す行為の禁止、罰則

保安の体系と国の関与



事故等の報告

鉄道事業者は、「鉄道事業法」に定める事故等が発生した場合、遅滞なく、報告を行わなければならない。

鉄道事故の種類

(1) 鉄道運転事故

- 1) 列車衝突事故
- 2) 列車脱線事故
- 3) 列車火災事故
- 4) 踏切障害事故
- 5) 道路障害事故
- 6) 鉄道人身障害事故
- 7) 鉄道物損事故

列車等の運転により、500万円以上の物損を生じた事故

(2) 輸送障害

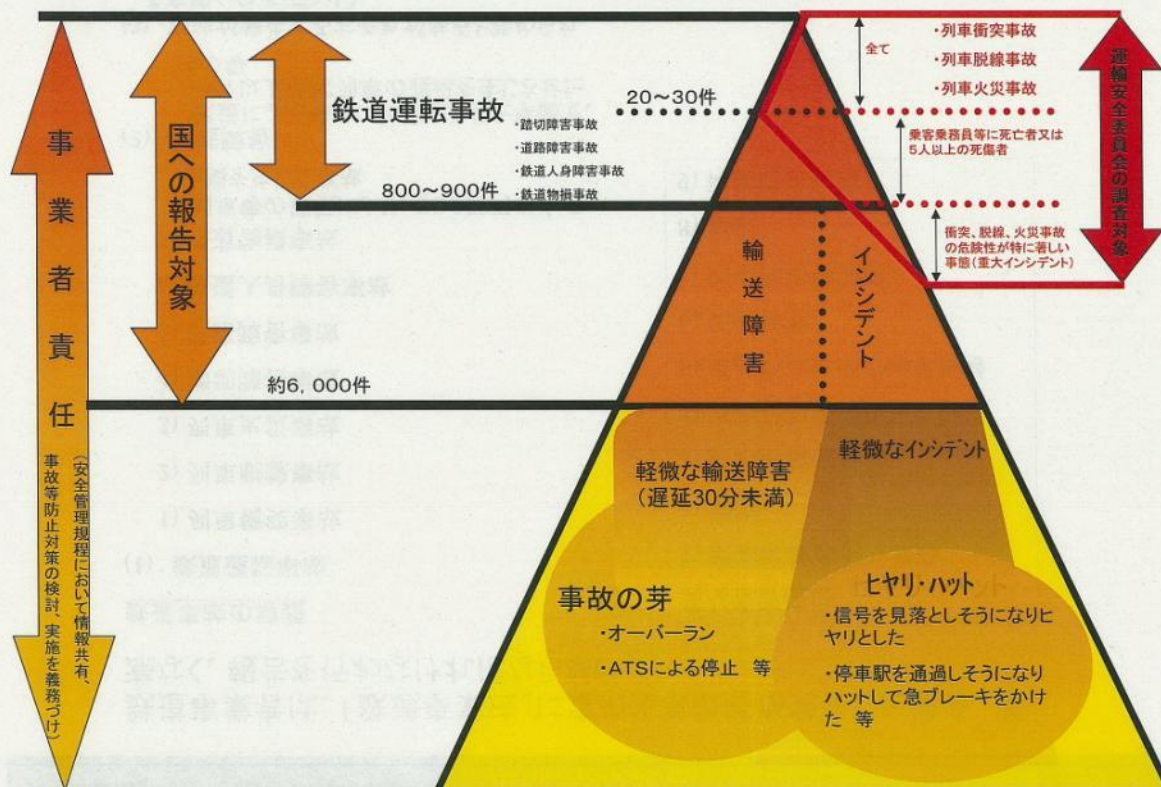
鉄道による輸送に障害を生じた事態で、30分以上旅客列車の遅延を生じさせたもの等

(3) 事故が発生するおそれがあると認められる事態(インシデント)

主な報告項目

- 1) 当該事故の発生日時
- 2) 場所
- 3) 鉄道事故の種類
- 4) 当該事故の概要
- 5) 当該事故に係る列車番号
- 6) 死傷者数
- 7) 輸送障害の程度
- 8) 原因
- 9) 再発防止対策

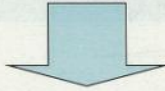
鉄道事故等のイメージ



列車脱線事故に対する安全対策

福知山線脱線事故(2005年)

・制限速度70km/hの曲線を、旅客列車が大幅に超える116km/hで進入し5両が脱線、107名死亡562名負傷



省令の改正(2006年)

・曲線や分岐、線路終端など、重大な事故を起こす恐れのある箇所に、自動的に列車を減速又は停止させることができる装置の設置を義務付け

5

安全管理体制の見直し

平成17年頃ヒューマンエラー等が背景と見られる事故・トラブルが多発

鉄道

- ✓ JR西日本福知山線脱線事故(H17.4.25)
- ✓ 東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅付近踏切事故(H17.3.15) 等

航空

- ✓ JAL新千歳空港における管制指示違反(H17.1.22)
- ✓ JAL非常口扉のドアモード変更失念(H17.3.16)
- ✓ ANA高度計の誤った指示に従った飛行(H17.6.5) 等

海運

- ✓ 九州商船フェリーなるしお防波堤衝突(H17.5.1)
- ✓ 知床半島観光周遊船座礁(H17.6.23) 等

自動車

- ✓ 太川運輸踏切衝突事故(スーパーひたちと衝突)(H17.4.26)
- ✓ 近鉄バス横転事故(H17.4.28) 等

— 鉄道事業法の改正 —

1. 鉄道事業者の安全管理体制の確立
2. 行政の監視機能の強化
3. 安全情報の公表を義務化

— 技術基準の改正 —

1. 曲線部等への速度制限装置(ATS等)の整備
2. 運転士の異常時に列車を自動的に停止させる装置の設置
3. 運転状況記録装置の取り付け 等

6

運転士の資質の維持向上策について

- 国土交通省鉄道局では、平成17年4月に発生したJR西日本福知山線の事故を契機に、運転士に起因する事故の防止を図るため、運転士の資質の維持向上策を検討してきた。
○その結果、法令改正により、鉄道事業者等に対し運転士の資質の維持・管理などを義務付けるほか、より一層の運転士の資質向上策について、有識者による委員会において検討した。

1. 運転士の資質の維持管理

法令改正により、鉄道事業者に対し、新たな義務付けを実施

(1)平成18年3月に「鉄道事業法」を、同年7月に「鉄道事業法施行規則」を改正

- ・運転士の適正・知識・技能その他の資質の保持について、安全管理規程に明記することを義務付け
- ・運転士の資質の保持を行う者として「運転管理者」、その補助を行う者として「乗務員指導管理者」を選任し、「運転管理者」については国に届け出ることを義務付け
- ・乗務員その他の列車の運転に関する業務に従事する者の育成及び資質の維持に関する事項などを定めた「安全管理規程」を作成し、国へ届け出ることを義務付け

(2)平成18年7月に「鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則」を制定

- 運転士に必要な資質の確認及び管理状況を定期的に国に報告することを義務付け 等

2. 運転免許制度等の見直し

(1)平成18年7月に「動力車操縦者運転免許に関する省令」を改正

- ・動力車操縦者試験の筆記試験科目に「安全に関する基本的事項」を追加
- ・指定養成所への立入検査を強化し、改善命令を明文化

(2)平成18年3月に「指定動力車操縦者養成所に対する指導基準の一部改正について」を通達

- 指定養成所の学科講習の必須科目に「安全の基本」を追加

(3)「運転士の資質向上検討委員会」において、運転士としての適性を効果的に判定するための新たな適性検査の必要性、有効性を検討(「3.「運転士の資質向上検討委員会」による検討」参照)

3. 「運転士の資質向上検討委員会」による検討

各事業者の実施する運転士の養成や教育に関する支援として、平成21年3月に「運転士の資質向上検討委員会報告書」を取りまとめ、あわせて各事業者の自主的な資質向上に係る取り組みに資するよう「運転士の資質向上に関する事例集」を整理。これらの報告書等を各事業者に送付し、運転士の養成や教育に係る業務の参考にするよう指導。

7

鉄道事業法の改正概要

鉄道事業者に常に安全を最優先とする事業運営を行わせる仕組みの構築

輸送の安全の確保

- 「輸送の安全の確保」を鉄道事業法の目的規定に明記
- 鉄道事業者に対して輸送の安全性の向上に関する不断努力を義務化

鉄道事業者の安全管理体制の確立

- 安全管理の体制、方法等を定めた安全管理規程の作成及び届出
- 安全統括管理者(役員級)、運転管理者(部長等の管理職級)の選任及び届出

安全管理規程

- ・安全に関する取り組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法
- ・運転、施設、車両に関する業務の実施体制及び方法

安全統括管理者の職務

- ・事業実施部門における安全に係る事項の確実な実施を指揮
- ・組織内に安全最優先の意識を徹底

運転管理者の職務

- ・列車の運行の管理、運転士の資質の保持等運転に関する業務を管理・監督

利用者による監視

● 国による安全に関わる情報の公表

- ・事故発生状況、安全に関わる取り組み状況
- ・事業改善命令や保安監査に基づく勧告の内容

● 鉄道事業者による安全報告書の公表

- ・安全に関する取り組みの基本方針、組織体制
- ・安全に関する取り組み状況と今後の計画

(注)

- ・ が法律改正事項。
- ・ 軌道・索道についても法人重罰以外は準用。

国の指導・監督

● 安全管理規程の変更命令

● 安全統括管理者、運転管理者の解任命令

- ・輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるときの強制的な是正

● 業務の管理の受委託の許可の取消し、受託者に対する改善命令

● 受託者への報告徴収、立入検査

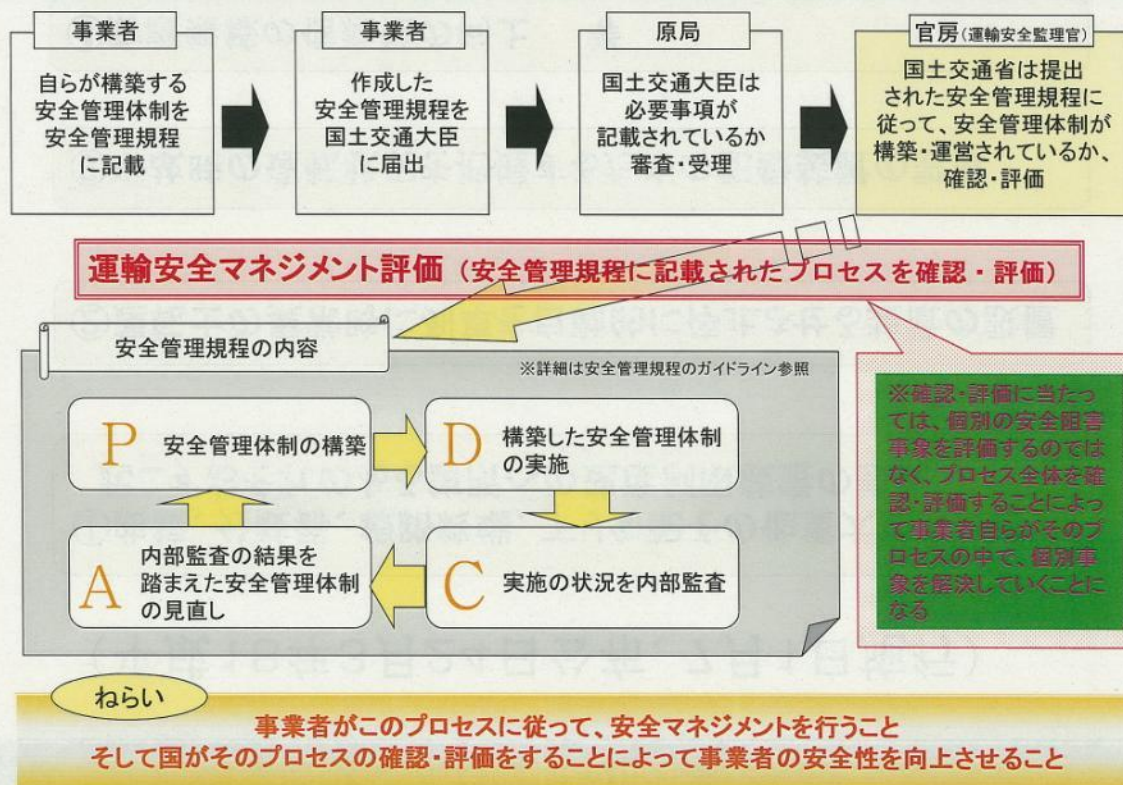
- ・鉄道事業者に限定されていた国の指導権限等を受託者まで拡大

● 法人に対する罰則の強化

- ・輸送の安全に関する事業改善命令の罰金額の大幅引き上げ

8

安全マネジメント制度の流れ



9

技術基準の改正

(平成18年3月24日公布、7月1日施行)

①曲線、分岐器、線路終端、下り勾配その他重大な事故を起こすおそれのある箇所への速度制限装置の設置

②運転士の異常時に列車を自動的に停止させる装置の設置

③事故時の運転状況を把握するための記録装置の設置

④防護無線の信頼性の向上 等

10

鉄道関連規程 目次

①鉄道事業法	2
②鉄道営業法	8
③鉄道事業法施行規則	9
④鉄道事業等報告規則	12
⑤鉄道事業等監査規則	13
⑥鉄道事故等報告規則	15
⑦鉄道に関する技術上の基準を定める省令	19
⑧新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法	21
⑨施設及び車両の定期検査に関する告示	22
⑩移動等円滑化のために必要な旅客施設 又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令	26
⑪公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	27

鉄道事業法

(昭和六十一年十二月四日法律第九十二号)

(定義)

第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4 この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を經營する者に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業を經營する者に専ら使用させる事業をいう。

5 この法律において「索道事業」とは、他人の需要に応じ、索道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

6 この法律において「専用鉄道」とは、専ら自己の用に供するため設置する鉄道であつて、その鉄道線路が鉄道事業の用に供される鉄道線路に接続するものをいう。

(輸送の安全性の向上)

第十八条の二 鉄道事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項(第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。)に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
- 四 安全統括管理者(鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

五 運転管理者(鉄道運送事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、列車の運行の管理、運転士及び車掌の資質の保持その他の運転に関するものを行わせるため、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。)の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4 鉄道事業者は、安全統括管理者及び運転管理者(第三種鉄道事業者にあつては、安全統括管理者)を選任しなければならない。

- 5 鉄道事業者は、安全統括管理者又は運転管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 鉄道事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上で意見を尊重しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運転管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運転管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、鉄道事業者に対し、当該安全統括管理者又は運転管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(事故等の報告)

第十九条 鉄道事業者は、列車の衝突若しくは火災その他の列車若しくは車両の運転中における事故、鉄道による輸送に障害を生じた事態、鉄道に係る電気事故又は鉄道に係る災害であつて国土交通省令で定めるものが発生したときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十九条の二 鉄道事業者は、前条に定めるもののほか、同条の国土交通省令で定める列車又は車両の運転中における事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めたときは、遅滞なく、事態の種類、原因その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)

第十九条の三 国土交通大臣は、毎年度、前二条の規定による届出に係る事項、第二十三条第一項の規定による命令に係る事項、踏切道改良促進法（昭和三十六年

法律第百九十五号)第六条第一項 から第三項 までの規定による勧告に係る事項
その他の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報を整理し、これを公表する
ものとする。

(鉄道事業者による安全報告書の公表)

第十九条の四 鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。)を作成し、これを公表しなければならない。

(報告の徴収)

第五十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者(第二十五条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた受託者(次項及び次条において「許可受託者」という。)を含む。))に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 国土交通大臣は、この法律の施行に関し特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。))に対し、その委託を受けた業務の状況に関し報告をさせることができる。

- 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、専用鉄道設置者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第五十六条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者(許可受託者を含む。)の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による立入り、検査又は質問を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者から業務の委託を受けた者(許可受託者を除く。)の事務所その他の事業場に立ち入り、その委託を受けた業務の状況若しくは当該業務に係る事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、専用鉄道設置者の事務所その他の事業場に立ち入り、専用鉄道の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十五 第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十六条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

鉄道営業法

(明治三十三年三月十六日法律第六十五号)

第一条 鉄道ノ建設、車両器具ノ構造及運転ハ国土交通省令ヲ以テ定ムル規程ニ依ルヘシ

第五条 火薬其ノ他爆発質危険品ハ鉄道力其ノ運送取扱ノ公告ヲ為シタル場合ノ外其ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得

第三十一条 鉄道運送ニ関スル法令ニ背キ火薬類其ノ他爆発質危険品ヲ託送シ又ハ車中ニ携帯シタル者ハ五十円〔二万円〕以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十七条 停車場其ノ他鉄道地内ニ妄ニ立入りタル者ハ十円以下ノ科料ニ処ス

鉄道事業法施行規則

(昭和六十二年二月二十日運輸省令第六号)

(鉄道の種類)

第四条 法第四条第一項第六号 の国土交通省令で定める鉄道の種類は、次のとおりとする。

- 一 普通鉄道
- 二 懸垂式鉄道
- 三 跨座式鉄道
- 四 案内軌条式鉄道
- 五 無軌条電車
- 六 鋼索鉄道
- 七 浮上式鉄道
- 八 前各号に掲げる鉄道以外の鉄道

(安全管理規程の内容)

第三十六条の三 法第十八条の三第二項 の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。ただし、第二号ニ及びホ、第三号チ及びヌ並びに第五号に掲げる事項については、第三種鉄道事業者にあつては、この限りでない。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的な方針に関する事項
 - ロ 関係法令等(関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めをいう。以下同じ。)の遵守に関する事項
 - ハ 取組に関する事項
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げ

る事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ハ 安全統括管理者の責務に関する事項

ニ 運転管理者の責務に関する事項

ホ 乗務員指導管理者(第三十六条の七に規定する乗務員指導管理者をいう。以下同じ。)の選任及びその責務に関する事項

ヘ ハからホまでに掲げる者のほか、輸送の安全の確保のために必要な管理者を選任する場合にあつては、当該管理者の選任及びその責務に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ニ 事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ホ 安全管理規程に関する周知に関する事項

ヘ 関係法令等及び事業に係る決定に関する記録その他の輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

ト 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

チ 列車の運転に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

(1) 運行計画の設定及び変更に関する事項

(2) 乗務員及び車両の運用計画に関する事項

(3) 乗務員その他の列車の運転に関する業務に従事する者の育成及び資質の維持に関する事項

- (4) 列車の運行の指令その他の列車の運行に関する事項
- (5) 列車の運行に関し必要な情報の収集及び伝達に関する事項
- (6) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の処置に関する事項
- (7) 業務の受委託に関する事項

リ 鉄道施設に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

- (1) 鉄道施設の建設、改良及び保守に関する事項
- (2) 工事、保守等を行う場合の安全の確保に関する事項
- (3) 工事、保守等に係る係員の資質の維持に関する事項
- (4) 業務の受委託に関する事項

ヌ 車両に関する業務の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

- (1) 車両の新製、改造及び保守に関する事項
- (2) 車両の保守に係る係員の資質の維持に関する事項
- (3) 業務の受委託に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運転管理者の選任及び解任に関する事項

鉄道事業等報告規則

(昭和六十二年二月二十日運輸省令第九号)

(事業報告書及び鉄道事業実績報告書)

第二条 鉄道事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に、当該事業年度に係る事業報告書をそれぞれ一通、毎年五月三十一日までに、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る鉄道事業実績報告書をそれぞれ一通提出しなければならない。

鉄道事業等監査規則

(昭和六十二年三月二日運輸省令第十二号)

(監査の目的)

第二条 監査は、輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうか、運輸が適正に行われているかどうか、会計の整理及び財産の管理が適確に行われているかどうかについて監査することにより、輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発達を図ることを目的とする。

(保安監査)

第四条 保安監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 輸送の安全の確保に関する取組の状況
- 二 施設、車両及び運転取扱いに関する法令の遵守状況並びにこれらの法令に基づく許可、認可、確認及び届出に係る事項の実施状況
- 三 法令の規定により定められた施設及び車両の整備並びに運転取扱いに関する細則の遵守状況
- 四 運転保安上又は公益上不適当な施設等の有無
- 五 施設の工事の実施状況
- 六 事故及び災害の処理状況並びに事故及び災害の防止対策の実施状況
- 七 施設及び車両に関する補修計画及び補修実績
- 八 保安に関する業務に従事する係員の職制及び配置の状況
- 九 保安に関する業務に従事する係員の資格及び教育訓練の状況並びにその技能の程度

十 鉄道台帳及び図面の整理状況

十一 保安監査に基づく指示等に係る事項の実施状況

十二 前各号に掲げるもののほか、第二条の目的を達成するために必要と認める事項

(監査の実施)

第七条 地方運輸局長は、監査計画に基づいて監査を行う。ただし、地方運輸局長が特に必要と認める場合には、監査計画に基づかないで監査を行うことができる。

2 国土交通大臣は、第二条の目的を達成するために、特に必要があると認める場合に監査を行うものとする。

(監査計画)

第八条 地方運輸局長は、年度ごとの監査計画を定め、当該監査計画に係る年度の前年度の二月末日までに国土交通大臣に提出するものとする。

2 前項の監査計画は、監査を定期的かつ効果的に実施することができるように、監査の対象となる鉄道又は索道、監査の時期その他監査の実施の概要について定めるものとする。

鉄道事故等報告規則

(昭和六十二年二月二十日運輸省令第八号)

(定義)

第三条 この省令において「鉄道運転事故」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 列車衝突事故 列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 二 列車脱線事故 列車が脱線した事故をいう。
- 三 列車火災事故 列車に火災が生じた事故をいう。
- 四 踏切障害事故 踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 五 道路障害事故 踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故をいう。
- 六 鉄道人身障害事故 列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故(前各号の事故に伴うものを除く。)をいう。
- 七 鉄道物損事故 列車又は車両の運転により五百万円以上の物損を生じた事故(前各号の事故に伴うものを除く。)をいう。

2 (略)

3 この省令において「輸送障害」とは、鉄道による輸送に障害を生じた事態であって、鉄道運転事故以外のものをいう。

4 この省令において「電気事故」とは、次の各号に掲げる事故をいい、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 感電死傷事故 感電により人の死傷を生じた事故をいう。

- 二 電気火災事故 漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物、山林等に火災が生じた事故をいう。
- 三 感電外死傷事故 電気施設の欠陥、損傷、破壊等又は電気施設を操作することにより人の死傷を生じた事故(第一号の事故を除く。)をいう。
- 四 供給支障事故 受電電圧三千ボルト以上の電気施設の故障、損傷、破壊等により電気事業者に供給支障を生じさせた事故をいう。
- 5 この省令において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害をいう。

(鉄道運転事故等の報告)

第五条 鉄道事業者は、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故その他次に掲げる鉄道運転事故が発生した場合には、速やかに、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、応急処置、復旧対策、復旧予定日時等について電話又は口頭で地方運輸局長に速報し、かつ、第四号の鉄道運転事故を除き、発生の日から二週間以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した鉄道運転事故等報告書に当該事故の調査上必要と認める図面、書類等を添付して地方運輸局長に提出しなければならない。

- 一 乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの
- 二 五人以上の死傷を生じたもの
- 三 鉄道係員の取扱い誤り又は車両若しくは鉄道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるもの
- 四 三時間以上本線における運転を支障すると認められるもの

五 特に異例と認められるもの

2 鉄道事業者は、次に掲げる輸送障害が発生した場合には、第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、第二号の輸送障害にあつては、発生の日から二週間以内に、当該輸送障害の発生の日時及び場所、当該輸送障害の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した鉄道運転事故等報告書を同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

一 三時間以上本線における運転を支障すると認められるもの

二 特に異例と認められるもの

3 鉄道事業者は、前条第一項に規定する事態が発生した場合には、第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報しなければならない。

4 鉄道事業者は、鉄道運転事故、輸送障害(列車の運転を休止したもの(告示で定めるものを除く。))又は旅客列車にあつては三十分以上、旅客列車以外の列車にあつては一時間以上の遅延を生じたものに限る。)又は前条第一項に規定する事態が発生した場合には、発生の日から二十日までに、発生した月の当該事故等の発生の日時及び場所、当該事故等の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応をとりまとめて記載した鉄道運転事故等届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

5 鉄道事業者は、前各項の規定により報告をした事項に変更があつた場合には、遅滞なく、その旨を地方運輸局長に報告しなければならない。

(電気事故の報告)

第七条 鉄道事業者は、感電死傷事故、電気火災事故又は感電外死傷事故が発生した場合には、第五条第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、発生の日から三十日以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原

因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した電気事故報告書を、同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 鉄道事業者は、供給支障事故が発生した場合には、発生の日から三十日以内に、当該事故の発生の日時及び場所、当該事故の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した電気事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。
- 3 第五条第五項の規定は、前二項の規定により報告をした事項に変更があった場合に準用する。
- 4 前三項の規定は、索道事業者について準用する。

(災害の報告)

第八条 鉄道事業者は、災害が発生した場合には、第五条第一項の規定の例により、地方運輸局長に速報し、かつ、被害額が千万円以上である場合には、当該災害に対する応急処置が完了した後十日以内に、当該災害の発生の日時及び場所、当該災害の概要及び原因、被害の状況並びに発生後の対応を記載した災害報告書を同項の規定の例により、地方運輸局長に提出しなければならない。

鉄道に関する技術上の基準を定める省令

(平成十三年十二月二十五日国土交通省令第百五十一号)

(実施基準)

第三条 鉄道事業者(新幹線にあっては、営業主体及び建設主体のそれぞれ。以下この条において同じ。)は、この省令の実施に関する基準(以下「実施基準」という。)を定め、これを遵守しなければならない。

- 2 建設主体(営業主体である建設主体を除く。)は、実施基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、営業主体に協議しなければならない。
- 3 実施基準は、国土交通大臣がこの省令の実施に関する細目を告示で定めたときは、これに従って定めなければならない。
- 4 鉄道事業者は、実施基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該実施基準又は変更しようとする事項を地方運輸局長(新幹線に係るものにあつては、国土交通大臣。以下この条において同じ。)に届け出なければならない。
- 5 地方運輸局長は、実施基準がこの省令の規定に適合しないと認めるときは、実施基準を変更すべきことを指示することができる。

(係員の教育及び訓練等)

第十条 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

- 2 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。

- 3 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。

(動力車を操縦する係員の乗務等)

第十一条 列車には、動力車を操縦する係員を乗務させなければならない。ただし、施設及び車両の構造等により、当該係員を乗務させなくても列車の安全な運転に支障がない場合は、この限りでない。

- 3 動力車を操縦する係員は、酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車に乗務してはならない。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法

(昭和三十九年六月二十二日法律第百十一号)

(線路上に物件を置く等の罪)

第三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 列車の運行の妨害となるような方法で、みだりに、物件を新幹線鉄道の線路(軌道及びこれに附属する保線用通路その他の施設であつて、軌道の中心線の両側について幅三メートル以内の場所にあるものをいう。次号において同じ。)上に置き、又はこれに類する行為をした者
- 二 新幹線鉄道の線路内にみだりに立ち入った者

施設及び車両の定期検査に関する告示

(平成十三年十二月二十五日国土交通省告示第千七百八十六号)

(線路の定期検査)

第二条 線路については、次の表に掲げる鉄道の種類ごとに、同表に掲げる施設の種類の
類に応じ、検査基準日(検査を行うべき時期を決定する基準となる日として、施設の
性質その他の事情を勘案して個々の施設又はその部分ごとに定める日をいう。次項
及び第三項第一号において同じ。)から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を
経過した日の属する月(基準期間が一年未満の施設にあつては、基準期間を経過し
た日。)(以下この項において「基準期間経過月日」という。)又は基準期間経過月日
のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

鉄道の種類	施設の種類の	基準期間	許容期間
新幹線鉄道	軌道	一年	一月
以外の鉄道	橋りょう、トンネルその他の構造物	二年	一月
新幹線鉄道	軌道(普通鉄道の本線の軌間、水準、高低、通り及び平面性に限る。)	二月	十四日
	軌道	一年	一月
	橋りょう、トンネルその他の構造物	二年	一月

(電力設備の定期検査)

第三条 電力設備については、次の表に掲げる設置場所ごとに、同表に掲げる設備の種類に応じ、検査基準日(検査を行うべき時期を決定する基準となる日として、設備の性質その他の事情を勘案して個々の設備又はその部分ごとに定める日をいう。次項及び第三項並びに次条第一項から第三項までにおいて同じ。)から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を経過した日の属する月(基準期間が一年未満の設備にあつては、基準期間を経過した日。)(以下この項において「基準期間経過月日」という。)又は基準期間経過月日のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

設置場所	設備の種類	基準期間	許容期間
新幹線鉄道 以外の鉄道 及び新幹線 鉄道(車庫に 限る。)	電車線、列車の運転の用に 供する変成機器、異常時に 変電所の機器、電線路等を 保護することができる装置そ の他の重要な電力設備	一年	一月
	前項に掲げる電力設備以外 の電力設備	二年	一月
新幹線鉄道 (車庫を除 く。)	異常時に変電所の機器、電 線路等を保護することができ る装置(き電側遮断器に限 る)	三月	十四日

	電車線(接続点、区分装置、 わたり線装置及びき電分岐 装置に限る。)	六月	三十日
	前二欄に掲げる電力設備以 外の電力設備	一年	一月

(運転保安設備の定期検査)

第四条 運転保安設備については、次の表に掲げる設置場所ごとに、同表に掲げる設備の種類に応じ、検査基準日から起算して、それぞれ同表に掲げる基準期間を経過した日の属する月(基準期間が一年未満の設備にあつては、基準期間を経過した日。)(以下この項において「基準期間経過月日」という。)又は基準期間経過月日のそれぞれ前後同表に掲げる許容期間内に定期検査を行わなければならない。

設置場所	設備の種類	基準期間	許容期間
新幹線鉄道 以外の鉄道 及び新幹線 鉄道(車庫等 に限る。)	閉そくを確保する装置、列車 間の間隔を確保する装置、 鉄道信号の現示装置、信号 相互間等を連鎖させる装置、 列車を自動的に減速又は停 止をさせる装置その他の重 要な運転保安設備	一年	一月
	前欄に掲げる運転保安設備 以外の運転保安設備	二年	一月
新幹線鉄道 (車庫等を除	列車間の間隔を確保する装 置及び転てつ装置の主要部	三月	十四日

く。）	分		
	鉄道信号の現示装置、信号相互間等を連鎖させる装置及び保安通信設備（列車運転用に限る。）の主要部分	六月	三十日
	前二欄に掲げる運転保安設備の主要部分以外の運転保安設備	一年	一月

（車両の定期検査）

第五条 車両については、別表の上欄に掲げる車両の種類ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる期間を超えない期間ごとに定期検査を行わなければならない。ただし、耐磨耗性、耐久性等を有し、機能が別表の下欄に掲げる期間以上に確保される車両の部位にあつては、この限りではない。

※別表省略

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を
定める省令
(平成十八年十二月十五日国土交通省令第百十一号)

(プラットホーム)

第二十条 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあつては、ホームドア又は可動式ホームさく(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。

七 前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあつては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。

八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン

②鉄軌道駅のプラットフォーム

考え方	プラットフォームにおいては、転落等防止のための措置を重点的に行う必要がある。特に視覚障害者の転落等防止の観点から、ホームドア、可動式ホーム柵、ホーム縁端警告ブロック等の措置を講ずる。また、プラットフォームと列車の段差をできる限り平らにし、隙間をできる限り小さくするとともに、やむを得ず段差や隙間が生じる場合は、段差・隙間解消装置や渡り板により対応する。その場合、迅速に対応できるよう体制を整える必要がある。段差・隙間をできる限り小さくするため、新設駅や大規模改良駅においては、その立地条件を十分に勘案し、可能な限りプラットフォームを直線に近づける配慮が必要である。
-----	---

移動等円滑化基準	
(プラットフォーム) 第20条 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 - 一 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が入きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。 - 二 プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。 - 三 プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - 四 排水のための横断配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - 五 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 - 六 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。 - 七 前号に掲げるプラットフォーム以外のプラットフォームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。 - 八 プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 - 九 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 - 十 照明設備が設けられていること。	

2. 前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては適用しない。 (車いす使用者用乗降口の案内) 第21条 鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車いすスペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。 (作用) 第22条 前節の規定は、軌道停留場について作用する。		
ガイドライン ◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
床の表面	◎滑りにくい仕上げとする。	参考3-1-3
横断勾配	◎排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合、当該横断勾配は1%を標準とする。	
転落防止柵	転落防止柵とは、列車の乗降が行われない箇所において設置される柵のことをいう。 ◎プラットホームの線路側以外の端部には、乗客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他乗客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。 ○プラットホームの線路側以外の端部には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の転落防止柵を設置する。 ○あわせて、プラットホームの線路側以外の端部を認識できるよう点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は60cm程度（少なくとも40cm以上）とする。 ◎プラットホームの線路側端部において、列車が停車することがない等乗降に支障のない箇所には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の柵を設置する。 ○プラットホーム上のエレベーターの出入口付近に横斜がある場合は、車椅子使用者等の線路への転落防止のため、横斜に関する注意喚起の掲示とともに乗客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設置する。	参考3-1-4 参考3-1-4-4

	◎発着するすべての鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）においては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設ける。 ◎上記以外のプラットホームにおいては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。	
転落防止措置	ホームドア・可動式ホーム柵 ○旅客用乗降口との間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図る。 ＜ホームドアや可動式ホーム柵の可動部の開閉を音声や音響で知らせることが望ましい。＞ ○ホームドアや可動式ホーム柵の開閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行き 60 cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 cm 以下とする。 ○ホームドア及び可動式ホーム柵は、乗降部への係列ライン敷設、案内板の設置、または、固定部と可動部の色を変えるなど、ロービジョン者等が乗降位置を容易に視認できるよう色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）に配慮する。 ○可動式ホーム柵は、柵から身を取り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、柵の固定部のホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。	参考 2-2-19 参考 2-1-3 参考 2-1-5

	固定式ホーム柵	○固定式ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、ホーム内側の端部から車両限界までの距離は40cm程度を基本とする。なお、固定式ホーム柵とは、列車の乗降が行われる各ドア位置に合わせて開口部を設けた柵のことをいう。 ○あわせて、各開口部の全幅にわたって、奥行き60cm程度の点状ブロックに内方線が付いた形状となるようホーム縁端警告ブロックを敷設する。各固定部からの距離は設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても30cm以下とする。	参考3-2-19 参考3-1-3
視覚障害者誘導用ブロック	プラットフォーム上の点状ブロック	○階段等から連続して敷設された線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所（T字部）については、ホーム縁端部の点状ブロックの内側に点状ブロックを敷設する。	参考3-1-4-2

参考3-1-5：ホームドア・可動式ホーム柵の例

